



鳥取県公報

平成12年12月15日(金)

第7241号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|-------------------------------------------|---|
| 告 示 | 土地改良法による換地計画の決定（2件）（耕地課） | 1 |
| 教委告示 | 定例教育委員会の招集（総務課） | 2 |
| 公 告 | 平成12年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度・警察事務）の実施（人事委員会任用課） | 2 |
| 調達公告 | 公募型指名競争入札の実施（管理課） | 5 |

告 示

鳥取県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区山崎工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年12月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年12月18日から23日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日光地区第1工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年12月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成12年12月18日から23日間
- 縦覧に供する場所
江府町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第26号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年12月15日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 日時 平成12年12月19日 (火) 午後 1 時40分
- 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
(1) 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について
(2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成12年12月15日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

- 試験の名称
平成12年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度・警察事務）（第2回）
- 試験の区分及び採用予定者数

| 試験の区分 | 採用予定者数 |
|-------|--------|
| 警察事務 | 3 名 |

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する行政給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額141,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和52年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 日本国籍を有すること。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）

なお、各試験の出題分野等は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成13年2月4日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目220

米子市福祉保健総合センター 米子市錦町一丁目139 - 3

7 第二次試験

(1) 試験の実施

第二次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

作文試験、面接試験（人物についての個別面接）、適性検査及び健康診断

(3) 試験の期日

平成13年2月下旬（予定）

(4) 試験の場所

鳥取県庁本庁舎 鳥取市東町一丁目220

8 配点

| 区 分 | | 配 点 |
|-------|------|--------|
| 第一次試験 | 教養試験 | 264点 |
| | 適性試験 | 36点 |
| | 小 計 | 300点 |
| 第二次試験 | 作文試験 | 200点 |
| | 面接試験 | 500点 |
| | 小 計 | 700点 |
| 合 計 | | 1,000点 |

9 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成13年2月9日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の掲示板にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際、第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成13年3月中旬(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の掲示板にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

10 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載された後、その中から採用が決定される。

なお、採用は平成13年4月1日予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、中部県民局及び西部県民局、八頭地方農林振興局及び日野地方農林振興局並びに東京事務所及び大阪事務所において12月下旬から交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成13年1月15日(月)から同年1月26日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成13年1月26日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

12 試験結果の開示

(1) 開示の請求

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年条例第3号)第19条第1項の規定により、次の表のとおり口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人(本人が未成年者の場合には法定代理人も可)が直接開示場所へ来ること。

その際、受験者本人が請求する場合にあっては、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参することとし、法定代理人が請求する場合にあっては、当該運転免許証等に加え、受験者本人との続柄等を証明できるもの(健康保険証、戸籍謄本(抄本)等)及び法定代理人本人が確認できるものを持参すること。

また、希望者には、郵送による試験結果の通知を行うので、当該通知を希望する者は、第一次試験当日に80円切手をはったあて先明記の通知用封筒を持参すること。

| 試 験 | 開示請求ができる者 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|---------------------------------------|------------|-------------|
| 第一次試験 | 第一次試験不合格者又はその法定代理人(受験者本人が未成年者の場合に限る。) | 合格発表日から1月間 | 鳥取県人事委員会事務局 |

(2) 開示の内容

| | |
|-------|----------------------------|
| 試験の区分 | 第一次試験受験者 |
| | 不合格者のみ |
| 警察事務 | 試験種目ごとの得点及び合格得点並びに第一次試験の順位 |

13 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話 0857 - 26 - 7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成する受験案内を参照すること。

別表

[教養試験出題分野一覧表]

| 問題形式 | 出 題 分 野 |
|-------|-----------------------------------------|
| 多肢選択式 | 国語・社会・数学・理科・英語、文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈 |

[適性試験内容一覧表]

| 問題形式 | 内 容 |
|-------|--------------------------------------------------|
| 多肢選択式 | 置換、照合、計算、分類等の比較的簡単な問題を限られた 時間内でできるだけ数多く解答する検査 |

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年12月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（米里1号橋上部工）
- (2) 工事場所 東伯郡北条町米里
- (3) 工事内容
本件工事は、一般国道313号（北条倉吉道路）の橋りょう上部工を製作し、及び架設する工事である。
- (4) 工事の詳細
橋りょう上部工の製作及び架設
設計荷重：B活荷重
上部工型式：5径間連続非合成ば^{けた}ん桁橋
橋 長：L = 194.5m
支 間 長：44.175m + 44.875m + 31.500m + 36.625m + 35.925m
幅 員：全体 W = 9.5 ~ 13.0m
平面線形：直線橋

斜 角：橋台（A 1 及び A 2）及び橋脚（P 1 及び P 4） 90°
橋脚（P 2 及び P 3） $63^{\circ}58'26''$

架 設 工 法：クローラクレーンによるステージング架設

(5) 工期 平成13年1月から同年12月まで

(6) 予定価格 344,372,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について建設業法（昭和24法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,100点以上であること。

(5) 平成12年12月15日（金）から同月25日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成12年4月1日（土）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 平成3年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している連続鋼ば^{げた}ん桁橋（道路橋に限る。）上部工の桁^{げた}製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成3年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

ウ 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年12月15日（金）から同月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

